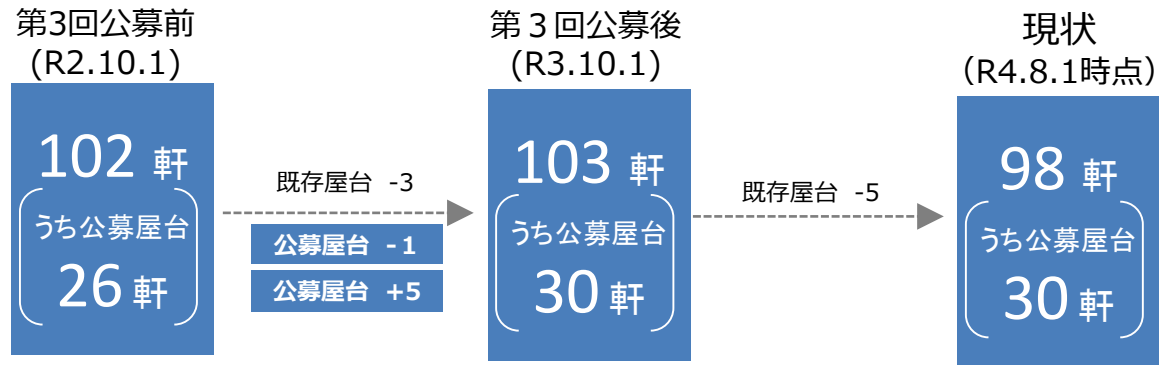


【屋台数の推移】



※ 廃業理由

- ・体調不良、高齢 7 軒
- ・継続が難しい 1 軒
- ・公募への応募 1 軒

【過去の公募実績】

区分	募集開始	募集区画数	応募者数	営業開始	当初の営業者数	現在の営業者数
第1回	H28.9	28 区画	108 人	H29.4~	23 人	18 人
第2回	H30.12	14 区画	22 人	R1.8~	9 人	7 人
第3回	R2.10	10 区画	21 人	R3.10~	5 人	5 人

1 募集区画の考え方

〔条例第9条、第32条
規則第7条、第16条〕

- ・屋台が連なり定着している場所
- ・条例等の基準を満たし、環境整備ができる場所
- ・地域に理解され、道路交通の問題が少ない場所

2 募集区画数

募集区画の考え方に基づき、**5地区で13区画**を募集する。

(13区画の内訳)

- ・前回公募区画 5区画 ●
- ・屋台廃業区画 8区画 ●

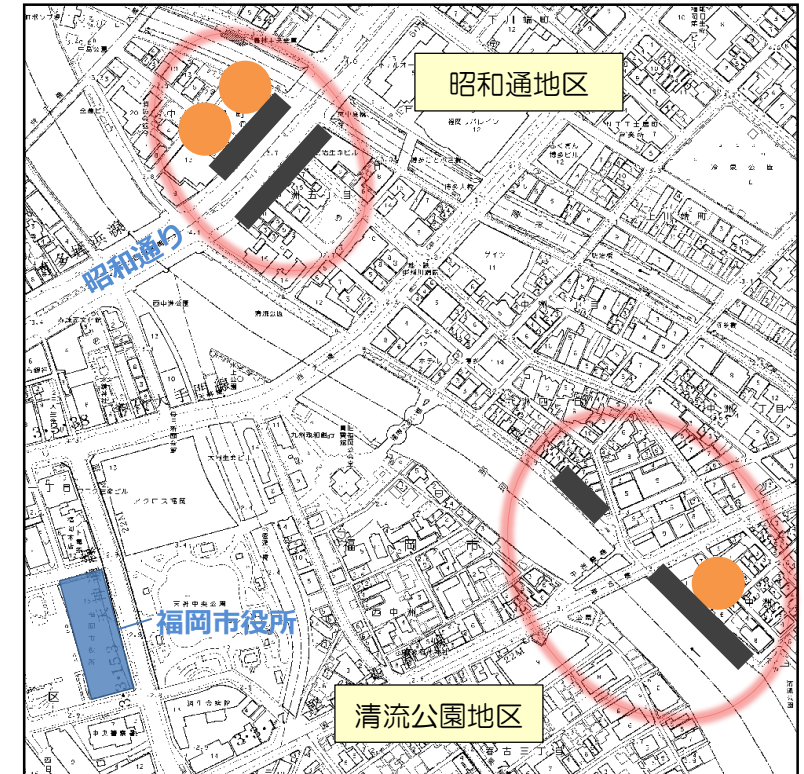
3 募集区画（地区）

※「別紙2 募集区画詳細図」参照

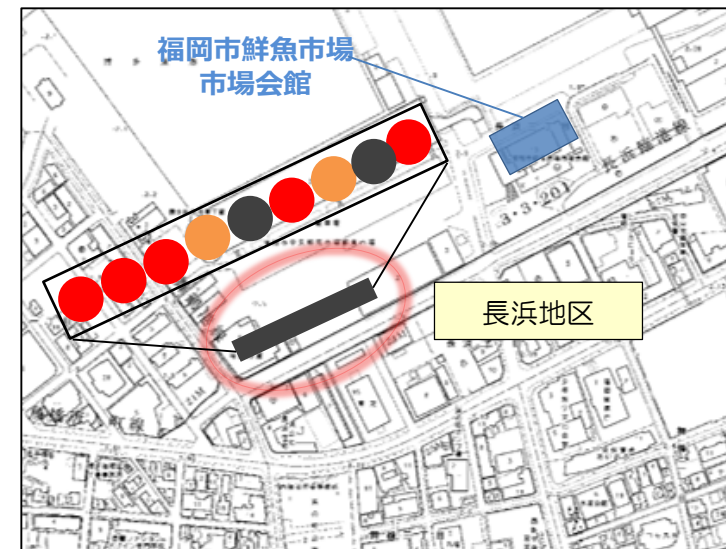
【合計：5地区・13区画】

(天神) 2地区3区画

(中洲) 2地区3区画



(長浜) 1地区7区画

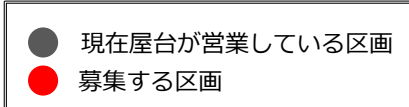


- 市道・公園上の屋台の並び
- 現在屋台が営業している区画

1 募集方法

○ 地区ごとの募集

「昭和通」、「清流公園」、「天神中央」、「渡辺通」、「長浜」の5つの地区に分けて募集し、同じ地区に募集区画が複数ある場合は、地区ごとの成績上位者から順に、希望区画を選択できる



○ 複数地区への応募

(前回) 最大2地区まで応募が可能



(今回) **希望する全ての地区への応募が可能**

- ・ 応募者の選択肢が増え、合格者数を増やすことができる
- ・ より優秀な応募者を合格者とすることができる（得点上位の者同士で希望が競合すると、その中で下位の者は、全体では成績上位であっても落選となり、補欠候補者(※)としていた)

※ 落選者のうち成績上位の者を、辞退者等が出た場合に合格者（営業候補者）とすることができる制度で、今回も実施

○ グループ応募（長浜地区のみ）

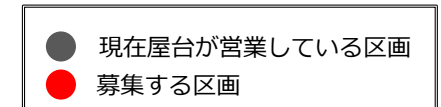
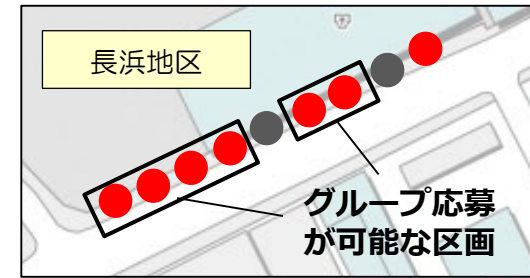
長浜地区の連続する募集区画において、2～4名を1組としたグループでの応募を可能とする

(前回) グループ応募は、第1希望でないと応募できない



(今回) **第2希望以下でも応募が可能**

- ・ グループ応募の可能性を増やすことができる



<グループ応募のメリット>

- ・ 2次審査において「**グループ提案**」を評価し、**加点**（資料4に記載）
- ・ 長浜地区でのグループ営業を第1希望とする場合は、**個人応募に優先してグループ応募を選考**する

<グループ営業のメリット（想定）>

- ・ 団体客の受け入れや、異なるメニューでハシゴがしやすい
- ・ 共同での仕入れや仕込み場の共有などで、コストを削減しやすい
- ・ ハシゴ酒クーポンを作るなど、共同プロモーションがしやすい

○ **補充募集（新たな取組）**

- ・ 審査の結果、**営業候補者が決定しなかった区画については、引き続き募集を行う**（今回公募の一連の募集として実施）
- ・ 補充募集における募集手続きや審査の流れは、基本的に、通常の募集と同様

2 応募資格

- ・ 満18歳以上の個人
- ・ 福岡市の市税に係る徴収金を滞納していない
または福岡市以外の市町村の市町村民税を滞納していない
- ・ 屋台営業の占用許可の不更新、停止、取消しの措置を受けたことがない
- ・ 暴力団員でない、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者ではない

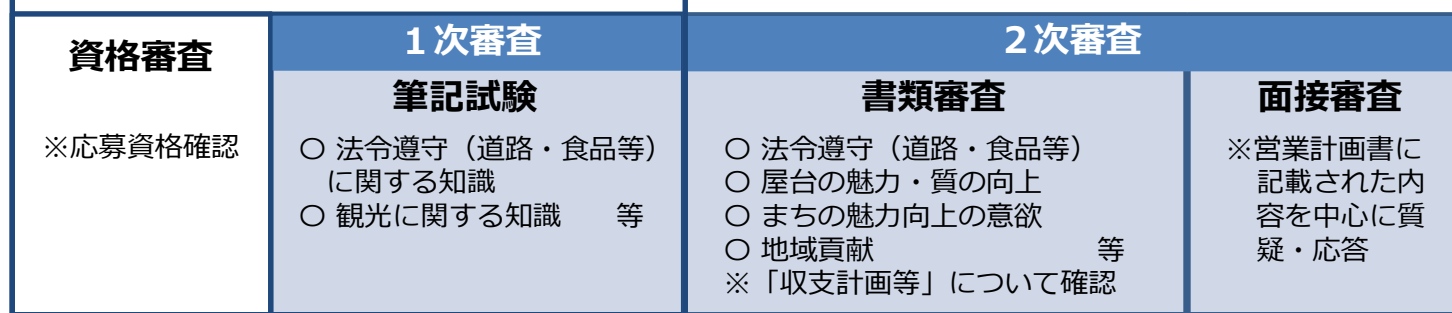
※応募時に屋台営業者である者にあつては、令和5年6月1日以降は、現在の屋台営業を続けることはできない

【審査のイメージ】

申請締切（審査開始）

営業計画書提出

営業候補者決定（審査終了）



この間に屋台従事体験（任意）を実施

○「審査部会」の設置

- ・2次審査（書類審査・面接審査）を行うため、「審査部会」を置く
- ・「審査部会」は、委員長の指名する委員をもって組織

1 1次審査（筆記試験）

審査項目	配点(点)
関係法令遵守に向けた取組み ・安全快適な公共空間の確保（占有関係） ・良好な公衆衛生の確保（食品衛生関係） ・その他の遵守事項（便所、料金明示、保管場所、ゴミ処理等） ・危機管理	80
屋台の魅力、質の向上のための創意工夫 ・福岡の観光に関する知識	20
合計	100

○1次審査（筆記試験）の合否ボーダーラインの設定

（前回）

応募者の平均点の8割以上、かつ募集区画総数の1.5倍まで



（今回）

原則：前回どおり

例外：原則に当てはめると不合格者が非常に多くなるなど、**大きな偏りが発生する場合は、正副委員長の協議により、募集区画総数の1.5倍を超えて合格者数を調整できる**

2 2次審査（書類審査・面接審査）

項目	主な内容	書類	面接
		配点	配点
①関係法令遵守に向けた取組		50	10
安全快適な公共空間の確保（占有関係）	・占有時間を守るための営業スケジュールと人員体制 ・屋台の規格や器材の配置計画 など	20	
良好な公衆衛生の確保（食品衛生関係）	・取扱メニュー ・適正な厨房設備計画 ・仕込み場所・手順、手指・食器洗浄、食材の保管等についての取組	15	
その他の遵守事項	・近隣に公衆便所が無い場合、客等が利用する便所を確保する方法等 ・料金や店のシステムを分かりやすく明示することの必要性や工夫 など	10	
危機管理	・食中毒予防の方策、及び発生時の対応 ・新型コロナ感染対策 など	5	
②屋台の魅力、質の向上のための創意工夫		25	10
従来の福岡らしい屋台文化を守るとともに、新たな魅力を創出するための創意工夫	・屋台が福岡の魅力であることについての考え ・福岡に来られる観光客（外国人を含む）に対するおもてなしの工夫やアピールできる能力等 ・キャッシュレス対応が実現できる取組 など	25	
③地域貢献に向けた取組		15	15
地域貢献	・公共の場で営業することについての考え ・営業場所近辺での地域貢献活動	15	
④総合評価		10	30
総合評価	・計画の具現性（資金計画、収支計画） ・【面接のみ】計画の具現性（技能等） ・【面接のみ】まちの魅力を高めようとする意欲	10	
合計		100	

※グループ応募については下記についても審査

⑤グループ提案		20	10
グループならではの、市民や地域住民、観光客に向け	・市民や地域住民に対する、グループならではの配慮がなされた取組 ・福岡に来られる観光客（外国人を含む）に対する、グループならではの	10	
た取組	はのおもてなしやアピールができる取組	10	

○ スケジュール

※「通常募集」の実施期間

募集期間	令和4年8月 ~ 令和4年10月
選考期間	令和4年10月 ~ 令和5年2月
営業開始	令和5年6月 ~

※「補充募集」の実施期間

募集期間	令和5年3月 ~ 令和5年8月
選考期間	令和5年8月 ~ 令和5年11月
営業開始	令和6年4月 ~

